

平成26年3月18日

利用者各位

(公財)京都市音楽芸術文化振興財団
京都市呉竹文化センター

京都市呉竹文化センター利用料金の改定について

平素は、京都市呉竹文化センターをご利用いただきありがとうございます。

消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、利用料金を以下のとおり改定させていただきます。

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

○ 京都市呉竹文化センター利用料金

区分		利用料金					
		現行			改正案		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
ホール	日曜日、土曜日及び休日	円	円	円	円	円	円
	日曜日、土曜日及び休日	46,000	60,000	69,000	47,310	61,710	70,970
	その他の日	39,000	50,000	58,000	40,110	51,420	59,650
創造活動室	日曜日、土曜日及び休日	11,400	14,600	16,900	11,720	15,010	17,380
	日曜日、土曜日及び休日	11,400	14,600	16,900	11,720	15,010	17,380
	その他の日	9,500	12,400	14,100	9,770	12,750	14,500
リハーサル室		2,400	3,200	3,600	2,460	3,290	3,700
第1会議室		2,800	3,700	4,100	2,880	3,800	4,210
第2会議室		2,100	2,800	3,100	2,160	2,880	3,180
第3会議室		1,200	1,400	1,600	1,230	1,440	1,640
和室A		1,100	1,600	1,700	1,130	1,640	1,740
和室B		1,000	1,200	1,400	1,020	1,230	1,440
保育・休養室		900	1,100	1,200	920	1,130	1,230

※このほか、付属設備も同様に増税分を改定させていただきます。

○ 実施日

平成26年4月1日(火)から

平成26年4月1日(火)以降の申込みについて適用させていただきます。